

名古屋市立山王中学校 生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本生徒会は名古屋市立山王中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本生徒会は学校並びに地域社会と協力し、生徒の健全かつ積極的自治活動により、山王中学校生徒自身の資質向上と学校生活の充実に努めるとともに、本校の発展を計ることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本生徒会の会員は山王中学校の全生徒とする。

第4章 議 会

第4条 議会は執行部役員・議員・各委員会の委員長（副委員長）により構成される。
議員は執行部の役員を選挙後、各学級において男女各1名が過半数の信任により選出される。議員は各学級の室長（副室長）を兼任する。

第5条 本議会は、会則の目的を達成するために必要な権限が与えられる。特に学校行事に対する参画促進・その他必要と認められた事業を決議し、学校全体に伝える。

第6条

- ① 議会は議長が召集し、また、議員の4分の1以上の要求があれば召集しなければならない。
- ② 議会は議員の3分の2以上の出席を必要とし授業後開くのを定例とし、必要があるときは臨時に開くことがある。

第7条 議会の議長・副議長は議員の中から選ばれる。

第8条

- ① 議員の任期は前期（4月初旬より10月中旬まで）、後期（10月中旬より3月の修了式まで）とする。ただし、再選は妨げない。なお、次期議員が決定するまで現議員が代行する。
- ② 議員は議会で決議されたすべての事項を各学級に伝達し、各学級の意見・動議を議会に提出する。

第5章 執行部役員

第9条 本生徒会の執行部役員は会長1名・副会長1名・執行委員4名とする。

第10条 執行部役員は、各学級の議員および常任委員選挙に先立ち全校生徒の無記名投票により選ばれる。

第11条 執行部役員の選挙は、別に定める選挙規定に基づいて、選挙管理委員会がその事務を取り扱う。

第12条 執行部役員の任期は議員と同じとする。執行部役員となったものは学級の室長（生徒会議員）を兼任することはできない。

第13条 会長欠員となったときは副会長が自動的に会長に就任し、他の執行部役員が欠員となったときは全校生徒の選挙により新たにこれを選ぶ。

第14条 執行部役員の任務は次の通りとする。なお執行部役員は議会において発言権のみを持つ。

- ・ 会 長 本生徒会を代表し、議会で議案を提出する。
- ・ 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故があった時はこれを代行する。
- ・ 執行委員 議会及び企画委員会の記録並びに提出議題の整理、告示等にあたる。

第15条 執行部役員は無記名投票により全校生徒の3分の2以上の要求があったときは辞任しなければならない。

第6章 委員会

第16条 各委員は学級において男女各1名が選ばれるが、委員長、副委員長は委員の互選により決められる。

委員長、副委員長は各委員会を代表し、議案事業遂行計画・報告などについて議会で答弁説明し議会に依頼することができる。

第17条 各委員会任務は次の通りとする。常任委員はその部門に関する委員会の活動の中心となり事業の推進と議案の作成にあたる。

1. 生活委員会は生徒の風紀、生活指導に関する仕事をする。
2. 美化委員会は校舎校具の製作営繕、清掃美化に関する仕事をする。
3. 体育委員会は体育的な行事の企画、運営に関する仕事をする。
4. 保健委員会は生徒の厚生及び保健衛生・安全及び財政に関する仕事をする。
5. 図書委員会は文化的な行事の企画・運営、図書室の運営、管理に関する仕事をする。
6. 広報委員会は会報及び伝達放送・掲示の仕事をする。

第18条 本生徒会には必要に応じて議会の決議により特別委員会を置くことができる。

第7章 顧問先生

第19条 本生徒会には学校長によって任命された若干名の顧問の先生をおく。顧問の先生は議会に出席し、指導・助言をする。なお、各委員会・各部にも顧問の先生をおき、その指導・助言を受ける。

第8章 最高決定権

第20条 学校長は生徒会に関するいかなる問題に対しても最高決定権を有する。

第9章 修 正

第21条 本生徒会会則の修正は文書により執行部に提出され、出席議員の3分の2以上の多数により承認され、全校生徒の4分の3以上の賛成により成立する。

第10章 会則承認

第22条 本生徒会会則は全校生徒の4分の3以上により承認され、学校長の許可を得れば直ちに施行される。